

津市電子自治体構築計画の概要

総務部 情報企画課

1 計画策定の趣旨

行政において、より効率的で利便性の高い行政サービスの実現を図るためには、段階的かつ体系的に電子行政を進めることが必要であり、その具体的なアクション・プランとしてこの計画を策定するものです。

2 計画の性格

「新市まちづくり計画」に基づく電子自治体の取り組みをこの計画に沿って具現化することで、行財政改革に資する行政運営の効率化を早期に実現しようとするものです。

3 計画の骨子

(1) 基本理念

合併後、県内一の広さを有することとなった本市において、行政の簡素・効率化と住民の視点に立った行政サービスの利便性かつ質的向上を同時に実現するため、次の基本理念のもとに、電子自治体の構築を進めます。

「ITを最大限に活用し、地域の持つ制約を克服しつつ、住民サービスの一層の向上と行政運営の効率化が図れる安全・安心な電子自治体」

(2) 計画期間

IT分野における技術革新が顕著であることを勘案し、平成18年度から平成20年度までの3年間とします。

(3) 基本方針

住民の視点に立ち、単に、これまでの事務手続き等をIT化するだけでなく、「住民にとってより便利な行政サービスは何か」を第一義として、併せて県や他市町との共同化等、少ないコストで幅広い行政サービスを提供できるIT環境の整備と的確な情報セキュリティ対策を講じることに配意し、以下の基本方針により、電子自治体の構築に努めます。

ア 住民に便利な行政サービスの実現

住民本位の視点から、ITを使った行政サービスを充実させることにより、住民満足度の向上を図ります。

イ 効率的な行政事務の実現

一連の業務やシステムの改革と統合、職員の意識改革等を適宜行うことにより、簡素で効率的な行政運営の実現に努めていきます。

ウ 情報の安全な保護の実現

個人情報の適切な処理について、引き続き、職員への教育や運用管理

の周知徹底を図るとともに、セキュリティポリシーに基づく安全な情報環境を整えることで、住民に対する信頼ある行政の実現に努めていきます。

(4) 具体的な構築施策

電子自治体の構築に向け、計画期間内に具体化しようとする構築施策は、以下に掲げる4システムの導入とセキュリティ対策となります。なお、各施策の概略スケジュールは、計画(案)22頁に明示しております。

ア 電子申請システム

住民が必要とする行政手続や利用可能なサービスを、インターネットを通じてパソコンや携帯電話等から容易に電子的に申請できるよう電子申請システムを構築していきます。

イ GIS(地理情報システム)

共有デジタル地図を共同化事業で作成し、それを基図として航空写真、住宅地図及び現在保有している基本的な地図情報を共有できるGISを段階的に構築していきます。

ウ 統合型文書管理システム

電子決裁が可能で、かつ内部事務の効率化が図れる業務等を選別し、一部の内部事務の電子化を図っていくとともに、他のシステムとの連携可能な業務については可能な限り段階的に導入・拡大を図ることで、統合型文書管理システムを段階的に構築していきます。

エ 電子入札システム

三重県が進める県内市町との共同運用を検討・協議し、仕様及び運用方法等を決定しながら、入札事務の効率化を実現する電子入札システムの構築を目指します。

オ セキュリティ対策

情報セキュリティについて、情報化推進員から段階的に全職員への研修を行う等、職員への周知徹底を図り、職員のモラル及び知識向上に努めていきます。

(5) 計画推進に向けた取り組み

計画を着実に推進するため、以下の4項目について重点的に取り組みます。

ア 職員の意識改革

イ 住民へのPRと周知

ウ 情報システムの開発・運用体制の整備

エ 推進体制の整備(最高情報統括責任者等の設置、(仮称)電子自治体推進会議の設置、IT専門人材の育成・確保)